

近代女子道徳教育の歴史

—— 良妻賢母と女子特性論という二つの位相 ——

蔵 澄 裕 子

1 はじめに

近年、道徳教育の再評価が叫ばれ、日本古来のものとされる文化や伝統を積極的に学習過程に採り入れようとの動きが盛んに行われている。日本古来の精神に学ぶことで、社会全体の共通マナー・奉仕の精神を身につけ、「道」を知り、「徳」にあふれる人格育成を目標とすると謳われている。2006年の教育基本法改正によって、法文上に「伝統」や「文化」の文言が強調され、「愛国心」教育が条文に盛り込まれた。改正教育基本法には、その狙いが国家主導の教育統制にあり、「文化」や「愛国心」といった文言はむしろその正当化の手段として使われている側面が強い。

道徳教育を充実させることによって、子どもたちの社会性や公共性を養うことには大きな意義がある。社会的連帯による育児という今後の課題にとっても必要であろう。もっとも「道徳」を公教育体制の中に再構築しようとする動きは諸刃の剣とも言え、「道徳教育」の名の下、国家主義的イデオロギーを公教育に組み込みかねない危険性をも孕んでいる。社会性や公共性の養成は、公領域においていかに振舞うべきかを旨としている以上、公の最たるものの、つまり「国家」へと収斂していく恐れと本質的に切り離すことができない面も持ち合わせているからである。

「道徳」とは何を意味し、公教育体制のどこに位置づくものなのであろうか。そもそも「道徳」という規範的側面の強い性質のものを公教育の中に位置づけること自体正当性を持ち得るのであろうか。

戦前の公教育においては、道徳教育は「修身」として他の教科目とは異なる地位をもち、やがて天皇制国家イデオロギーの中核としての役割を強めるようになっていった。女子教育の場合、その基本理念は一般に「良妻賢母主義」と呼ばれ、戦前の女子教育は一貫してこの「良妻賢母主義」という規範的要

素を主軸として展開された。学制(明治5年、1872)の発布による近代公教育創設から、明治、大正、そして昭和戦時下にいたるまで女子教育を支配し続けてきたのはこの「良妻賢母主義」規範である。女子教育機関における修身科は、この良妻賢母主義の上に成立していたものであり、従って男子の場合とその性質も大きく異なっていた。

深谷昌志は『良妻賢母主義の教育』(1966年初版発行)の序説・冒頭で、「良妻賢母」の思想的概念について、「『良妻賢母』は固定化された観念を無批判に受け継いできたものでも、また、明治維新を契機として、欧米の影響を受けて合目的に造りだされたものでもない。端的に言って、筆者は良妻賢母を日本特有の近代化の過程が生みだした歴史的複合体とみなしている。」¹⁾と述べている。良妻賢母主義教育研究は、その先駆者たる深谷が言うところの「日本特有の近代化の過程が生みだした歴史的複合体」の意義・本質を解き明かし、新しい視点を加えつつ、女子教育に良妻賢母主義が果たした役割や、その位相を掘り下げていく研究の積み重ねと言ってよい。良妻賢母主義教育が、端的に「良き妻」、「賢い母」を育成するための教授であったと単純化する見方は誤りである。

学制の発布に際し、「其子才不才其母ノ賢不賢ニヨル」のであり、「一般ノ女子男子トヒトシク教育ヲ被ラシム」必要があることが森有礼ら、いわゆる明治啓蒙家によって意欲的に主張された²⁾。女子教育の振興は、「賢母」養成の必要性を論拠として始まったのであり、日本の近代化、近代的国民育成という国家的急務とのすり合わせの中で唱えられたのである。近代女子教育が「母」役割の強調をもって、その必要性の論拠としたことは多くの先行研究で指摘されている。良妻賢母主義は明治啓蒙期から、臨時教育会議(大正6～8年)を経て、女性の「母」役割偏重するものへと変容し、「母性的良妻賢母主義」とでも呼ぶべき性質へと変容していく。

戦時下、この天皇制国家イデオロギーを支えた力の一つが、「産めよ増やせよ」に象徴される「母性」主義であった。高群逸枝に代表される「母性」主義³⁾は、公教育体制における女子教育の中で、「母性的良妻賢母主義」が、その中身を国家主義的イデオロギー側面を強め、「母」たる規範を肥大化させていったものである。

現在においても、特に「賢母」主義はいわゆる「三歳児神話」⁴⁾などにみられるように、日本の社会全体に根深く残存し続けている。近年、家庭科教科書批判や、「純潔教育」の復活の動きにみられるように、ジェンダー・フリー・バッシングが勢いを強めている。ジェンダー・フリー・バッシングの第一の論拠が、男女を異質と考え、男女にはそれぞれに異なる優れた性質があり、女子にはその特性に応じた教育を行うべきであるとする主張である⁵⁾。この「女子特性論」と呼ぶべきものは、実際は学制発布当時から女子教育の思想的基盤に潜在していた。「良妻賢母主義」が特定の時期を境に変容し、やがて「母性」主義へと収斂していく要因としては、「女子特性論」が女子教育を国家主義的イデオロギーの下に管理、一元化していくための論拠として使われたことが大きい。

近代女子教育の骨子たる良妻賢母主義を考察するためには、その思想的背景を支えた「女子特性論」との関連性を念頭に置く必要がある。「女子特性論」が公教育体制の中に組み込まれ、次第に女子教育への規範的支配力を強めていく過程こそ近代女子教育の実態であり、女子特性論の下で思想的・規範的に細分化された教育の内実を統合する概念として良妻賢母主義を捉える見方も可能と考える。

2 「女徳」・「婦徳」という概念

三輪田真佐子（1843～1927）は、夫・元綱とともに良妻賢母主義教育の普及・発展に尽力した人物であり、1902年（明治35年）、三輪田女学校を創設した。三輪田は自身の人生観や女性観を一つの思想的体系にまとめた『女子の本分』（明治27年）⁶⁾や、『女子教育要言』（明治30年）⁷⁾を出版し、独自の男女異質論、女子特性論を展開した。

然れども、熟考へるに、女子の閨門を離れずして、内事に従ふは男女の天性上より、自然分

業の本文なり。・・・略・・・彼の三従の道も、能くよく、分析すれば、女子は世路難の勞を、豪傑なる男子に譲り、己の柔和なる体軀を、安樂にする保護的なものなり。畜妾、及、七去の責、殊に子無ければ去るは、男子の非道なる所以にして、寧、我々女子の徳望を高め、同情を深うする利益あるものにして、いづくぞ、憂ふるに足らん。世進み、道明らかなるに至らば、男女自ら省みんのみ。

三輪田は、欧米女性は「才芸」には秀でているが「徳」においては日本女性に及ばないとし、その「徳」とは「男女異質」の自覚にあるとしている。西欧的女性尊重論に触れつつ、日本女性には独自の「徳望」があるという、すり替えのレトリックを用いて、封建的女性蔑視観をも日本古来の賛美すべき伝統であると述べる。三輪田の論は、封建的女性蔑視観を恣意的解釈に過ぎず、あざといとも思えるレトリックの多用によって日本女性の「徳」を賛美していると結論づけることもできよう。このようなレトリックは特に明治20年代から30年代にかけて、天皇制国家主義的イデオロギーの喧伝に盛んに用いられた⁸⁾。下田歌子ら女子教育者を中心に、女性たち自らに日本賛美を行わせることは、当時の知識階層の女性たちを強く刺激し、良妻賢母主義教育の普及のための大きな力となったのも確かである。

三輪田は「・・・男女の自然分業を乱し、女子の軟弱なるを以て、男子の壯健なるに當り、競争するは、不得策の大なるものなり。」⁹⁾として男女同権論を否定している。ここで言う日本女性特有の「徳」とは、儒教思想の「徳」とは異なる意味を持っている。三輪田は男女同権を「不得策の大なるものなり」として否定しつつ、続けて、「蓋、邦家は、男子のみの占有にあらず。女子とて、男子と等しく、邦家と利害を共にするものなれば、女子と、国家と、絶対に、関係なきものなりと言ふものあれば非ならん。」として、女性も国家の一員である自覚を強調する。男女は本来「異質」なものであるが、国家との関係においては女子も男子と「同等」である、「同権」ではないが「同等」であるという理論は後々の良妻賢母論の推移・変容につながっていく。

良妻賢母主義教育は、近代以前の「夫に仕え、舅姑に仕えよ」という「従」の教えとは全く異なり、それまでは男性の領域とされてきた「家政」を女性

の役割とし、かつ子どもの教育に対し女性にその「本来の性質」から来る重要性を与えた点である。森有礼は学制発布に際し、いかに女性の「天分」が子どもの教育に適しているかを強調し¹⁰⁾、学制発布時の良妻賢母主義は森や津田真道ら明六社を中心とした明治啓蒙家の女子教育への提言を前提として意欲的に主張された。良妻賢母主義教育は近代国家育成のための人材確保という国家的急務に奉仕するものでなければならぬから、封建主義的女性像をなぞるだけでは意味を成さない。この国家的急務・役割の部分はどう組み込むか。男女同権は否定し、あくまで国家主義的イデオロギー枠内においてのみの「自覚」をもった女性が良妻賢母主義教育の求める女性像であったが、封建的男女観から女性を解放しようという開明性をより重視すべきである。

西欧的女性尊重論の態を装いつつ、男女同権についてはこれをきっぱりとした否定し、国家主義的イデオロギーの枠内で求められる女性像を再確認する。もっとも、三輪田の理論は国家主義的イデオロギーの枠にとどまらない、独自の女性観に基づいており、教育の中心は「徳育」にあるとするのが一貫した主張であった。三輪田が言うところの「女徳」とは、「天然」¹¹⁾、つまり「宇宙の大勢に従って生きること」¹²⁾であり、日本の女性の優しさや慎み深さは有史以来の教育の基本となっていることを述べたものである。三輪田の論はこの「女徳」を非常に巧みに用いたものとも言える。

さればにや、欧米諸国の女子は、議員選挙権をすらすら、要求しつつあるなり。……略……しかれども、若、不幸にして、日本帝国の女子にして、之を学ぶものあらば、直ちに稲穂国の古道は乱れん。恐れざるべけんや。しかのみならず、先に論じたりし如く、女徳を守り、女事を行はば、何ぞ、社交上、権利なきを嘆かん。……略……故に日本女子は、女徳を修めて、女事^{ツツ}を盡さば、西欧女子に倍する光栄を得ん¹³⁾。

三輪田がニュージーランドでの世界で初めての女性参政権付与に触れた点は興味深く、彼女が西欧を中心とする女性解放運動の高まりに無関心ではなく、むしろ強く意識していたことがうかがえる。「男女異質」を説いて男女同権を否定し、日本女性は古来より「温和」にして「孝」であり、「貞」であり、

「謙譲」「質素」を旨とすると強調し、「女徳」賛美を自らの女子教育論の核としたのは、当時の女子教育の限界を示していたともとれるが、知識的・学問的能力の向上よりも徳育・訓育を重要視し、日本の知識階層の女性自からが、その「やさしさ」や「慎み深さ」を優越視し、女子道德教育の本質に置こうとしていたと考えるべきであろう。

3 修身教科書にみる女性像

明治30年代に入ると小学校の女子就学率が飛躍的に上昇を始め、明治33年には70%台に達した¹⁴⁾。明治32年、高等女学校令が公布され、この時期をもって良妻賢母主義は女子教育の国家公認理念思想として名実共にその地位を強化していく。以下、当時の文部省検定済みの修身教科書のうちいくつかを採り上げ、それらの記述を検討し、そこに求められている女性像の在り様を考察する。なお女子教育の場合、「修身」は「良妻賢母主義」をその基盤とし、かつ最大の目標としており、「良妻賢母」という文言に象徴されているように、中等教育以上、一定階層以上の女子を対象に対して意味を持っていた。ここで採り上げる教科書はすべて文部省の検定済みで、主に高等女学校で使われたものである。

女子中等教育機関での修身教科書に関しては、小山静子の詳しい先行研究がある。小山は修身教科書にみる良妻賢母像の変遷について、①明治44年(1911)まで、②明治44年から大正9年(1920)まで、③大正9年から昭和7年(1932)の三つの時期に分け、それぞれの特徴を分析している¹⁵⁾。これら三つの時期は良妻賢母主義教育の解釈する上で重要な転換期に当り、それは女子教育や、家庭及び社会における女性の地位の変化をそのまま反映したものである。なお文部省作成の教科書は明治35年と明治40年に発行されており、①明治44年頃まではこの文部省作成の教科書を使用する学校が圧倒的多数であったが、これ以降は発行されておらず、井上哲次郎や下田次郎といった民間知識人によって執筆された検定済み教科書がほとんどの学校で専ら使用された¹⁶⁾。

(1) 明治40年 井上哲次郎著『女子 修身教科書』

女子修身教科書の執筆には、井上哲次郎、湯原元一(東京音楽学校校長)、下田次郎(東京女子高等師範

学校教授)、大瀬甚太郎(文学博士 東京文理科大学学長)、深作安文(文学博士)ら、多数の知識人が関わっている。もっとも教科書執筆に女性知識人が1人も関わっていないのは、「教科書」という性質上、男性優位主義的な思想の温存を公教育体系においては維持したいとの教育行政の思惑を感じざるを得ない。

人の最も重んずべきものは、生命なり、君に忠を致し、親に孝を盡すも、生命あつてこそ、之を遂げられるるなれ。生命は、實に天の賜物にして、己の私有物にあらざれば、深く之を重んずべし。・・・略・・・

然れども、人は、正義・同情・名譽等の觀念の下に、社會の團結を成するもなれば、是等の為めには生命をも犠牲に供すべきこともなしとせず。・・・されば國家に緩急あらん時には、生命を賭しても尚ほ吝む所なかるべし。勅語に、「一旦緩急あれば義勇公に奉仕し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし」と宣へるのも、此の謂なり¹⁷⁾。

この時期は近代以前の儒教的道德觀念の延長線にあり、教育勅語に言及しながらも、教科書全体の中身をみていくと、民衆レベルの通俗道德と重なる部分が多い。

例えば、三卷第二編「家族に對する務」では、

- 第一章 父母
- 第二章 舅姑
- 第三章 夫
- 第四章 兄弟姉妹
- 第五章 子女
- 第六章 親戚
- 第七章 奴婢
- 第八章 祖先
- 第九章 家門

と章立てされ、特に結婚した後、心得えておくべき事が書かれている。従來のいわゆる「三従」の教えとは異なり、舅姑や夫への絶対服従ではなく、お互いに配慮し合い、円満な家庭生活を築くことを説いている点に新しさが感じられる。

(2) 大正11年 湯原元一著『新制 女子修身教本』

この頃になると、儒教的道德観は薄まり、国民の生活様式の変化も顕著となり、女性の教育を新しい視点から論じようとの意図で書かれたものも多い。

我が国の女子は概して勤勞を厭ひ、中には勤勞すれば品位を傷つけるとき思ふものもある。かかる誤った思想の存する間は、女子の位置は到底高まるものではない。女子の転職はいふまでもなく家庭の内に存する。しかるに家庭の仕事は今後愈々複雑になつて、これを治めることも愈々困難になつてくる。かかる際に女子に勤勞を厭ふ風があつては、家庭の改善さえも女子には望まれないやうになる。まして女子が社會のために應分の貢獻をすることなどはなほさら期しがたいことである。

・・・略・・・

今日現に國運の隆昌を極めて居る文明諸國では、身分の如何に拘らず、女子もまた皆勤勞を好んで、男子に劣らず元氣よく働いてゐる。それゆゑ、我等は勤勞を立身の意氣、興國として、大いに尊重せねばならない。(卷二 三 勤勞)¹⁸⁾

大正11年の湯原執筆の本教科書は、小山の時期区分で言うと③に当たる。

①の頃は未だ儒教的道德観が残存し、国民意識と、國家が求める良妻賢母像とに大きな乖離があったが、②の時期には、女性の地位・役割を「家」に限定せず、社会、ひいては國家との関係性でとらえるという意識が急速に高まった。③大正9年から昭和7年はその氣運を受けて、社会や國家に対し女性は何をなすべきか、國家の構成單位である「家庭」(「家・イエ」から「家庭」へ)とはどう在るべきか、具体的な記述がみられるようになった時代である。その記述の中で特に新しく盛り込まれたのが、(i)家族道德の変化、(ii)職業への従事、(iii)「女の特性」の發揮である¹⁹⁾。湯原も上記抜粋部分で(ii)職業への従事の必要性を説き、その必要性に男女の差はないと述べている。(ii)職業への従事は、新中間層の登場と「主婦」の誕生に深く関係しており、国民の生活様式が変化を遂げ、「職業婦人」に象徴されるように²⁰⁾、女性の生活様式の変化が著しい時代であった。この社会の変化をいち早く女子教育にも取り入れ、新し

い女性の生活様式や意識の変化もある程度容認し、国家の活力となるよう導いていこうとの意図であったと考える。

また湯原は(iii)「女の特性」についても論を展開している。

どこの國でも、謙遜は特に女子の美德と視られてゐる。それは謙遜は女子の淑徳としてその品位を高めるからである。女子はあまり世のため人のためにもならないから、何事も控へ目にするのがよいといふ意味でこれを美德と称するのではない。女子には女子として盡すべき本分がある。この本分さへ盡せば、女子も人間として男子に劣るとはいへない。男女が各、その本分を盡してこそ、社會も進歩し人間も向上するのである。(卷二 九 自ら侮るな)²¹⁾

湯原の女性特性論は、謙遜を女性の美德としつつも、女性の地位向上および権利保護につながり得る進歩的側面を思わせる。少なくとも②から③の時期にかけての修身教科書は開明的な性質も十分に持ち合わせていたと言える。

大正6年(1917年)内閣直属の諮問機関として臨時教育會議が設置され、「女子ノ教育ニ関スル件(諮問第6号)」は翌大正7年に開始される。そして8項目から成る答申案が提出され、大正9年の高等女学校令改正の布石となった。高等女学校令改正第一条には、従来の「高等女学校ハ女子ニ必須ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」という文言に、「特ニ国民道徳ノ養成ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意スベキモノトス」という文言が新たに付加され、国家主義的イデオロギーの強化が図られている。

小山静子は大正期の女子教育研究に関し、臨時教育會議答申を位置づけることによって従来の先行研究とは別の可能性発掘を指摘している。「良妻賢母」という枠組みに女性をはめながらも、女性の持つ社会的可能性を引き出し、それを国家に吸収していく試みとして、この時期の女子教育を捉え得ると述べている²²⁾。高等女学校令改正にみられる国家主義的イデオロギーの強化も未だ観念的なものに過ぎず、女子修身教科書の開明性も、女性の社会的可能性への期待の表れと評価できよう。

(3) 昭和13年 下田次郎『實科 女子新修身書』

では、日本が本格的かつ強権的に軍備強化を開始していく昭和7年以降の修身の内容にはどういう変化がみられたのだろうか。この時期を境に修身教科書から大正期にみられたような開明的な記述は姿を消し、修身教科書は天皇制国家主義イデオロギーの手本とされていく。

下田次郎著の上記教科書は、目次から「皇国」や「皇室」といった文言を直接に挙げている。

上巻

第一課 皇国の民

第二課 強壯第一

:

(略)

:

第八課 祖国

第九課 皇室と臣民

第十課 國憲國法

第十一課 礼儀作法

:

第十四課 「兵士の母」

第十五課 子の務

第十六課 家庭の和樂

第十七課 至誠

第十八課 敬神崇祖

第十九課 海外發展と國際協力

第二十課 皇后陛下

下巻

第一課 皇運扶翼

第二課 肇國の精神

第三課 維新の皇獻

第四課 教育に関する勅語

:

:

第十一課 国民道徳の由来

第十二課 結婚

第十三課 理想の妻

第十四課 国民道徳と教育宗教學藝

第十五課 国民道徳と政治經濟

第十六課 女子と國防

:

第二十課 皇太后陛下

皇室・皇族崇拜の精神が強調され、「国民道徳」という文言も明示されている。下田は何度も女子修身教科書を修正執筆しているが、例えば、昭和2年『女子新修身書』には、このような皇室崇拜を強調する記述はみられない。昭和2年執筆の『女子新修身書』²³⁾は女子の身体強化や、女子の特性を前提としながらも男子と同等の責任感を養うことの重要性を説いている。

昭和13年『實科 女子修身教科書』に特徴的な点は「母」役割の強調である。

・・・思へば、兵士達は、両親の膝元を遠く離れた戦地で、いたましくも傷を受けて、ここに苦しんで横たはつて居る。その多くの御國の兵士達を、本當の母親の心になつて、慰めたり看護したりする婦人はないものだらうか。これが先づ、この婦人が神からの默示のやうに、ふと思入つた使命であつた。(上巻 第十四課「兵士の母」)²⁴⁾

一

夫婦相愛するのは當然のことであり、又重要なことであるが、更にこれに敬を加へなければ、教育に關する勅語に拝する「夫婦相和シ」の境地に到ることが出来ない。又同棲年を重ねて、遭逢百端の間に於ては、自然に感情が衝突したり、意見が齟齬したりすることがある。しかも妻は洋洋たる雅量を以て、夫の過失、缺陷をも恕する所がなければならぬ。かやうにして、理想の妻は、愛、敬、恕の三つを重んずる者である。

二

理想の妻はその赤心から溢れ出る慍情によつて、夫の最良の伴侶となり、最善の理解者、慰安者となると動時に、家庭の内に少しの不安、疑惑、不和、憂慮をもあらせない。これがために、理想の妻は、多くの美點と強い感化力とを具へて居る。

(略)

八

子ども以外の家族の人人に對しても、彼女はやはり母である。故に、夫の日常に關しても、

常に母のやうな注意を沸ふ。夫の職業に對して十分の理解を持ち、殆どその助手として働き得るだけの才幹をも具へて居る。夫が何事かに激昂し、もしくは落膽した場合には、愛と智と勇を以て、百方これを慰藉し、中正の道に、又は希望の道に夫を伴つて出る。理想の妻の美點と感化と光輝とは、凡そかくの如きものである。

(下巻 第十三課 「理想の妻」)²⁵⁾

女性が生来的に持っている「母性」に基づいた「やさしさ」や「愛情」、「感化力」、「犠牲的精神」こそ、女性の特性であり、ここにこそ「母性」の本質があると理解された。そして、この女性の特性である「母性」を家庭内ではもちろん、社会全体に広め、女性の「愛」なるもので国家を包み込むことが期待されるようになったのである。上記上巻の「兵士の母」に書かれている女性の献身的な姿はまさにこの「母」としての「愛」を象徴するものと言えよう。このような象徴たる「母の愛」は、具体的な出産や子育てとは何らの関わりも持たず、抽象化された「母」、理念化された「母」としてのみ機能する。

女子教育を拡充し、女性の社会的役割を啓く熱意を出発点とした良妻賢母論が、昭和期に入って以降、女性解放運動の封じ、逆に性別役割分業規範を強め、さらに女性に家事労働と職業労働という二重労働を課す根拠にすり替わっていく。抽象化・理念化された「母」という規範が、女性は「愛」をもってすべての者、究極的には国家に奉仕する者という、さらなる性差別を労働の場に持ち込む結果となった²⁶⁾。湯原元一の前掲書『新制 女子修身教本』に表されていたような、女性の職業従事への理解が、この時期以降、逆に保守的・反動的な男女性差別正当化の論拠となっていくのである²⁷⁾。

(4) 昭和7年 大瀬甚太郎『女子修身教科書』

第四 女子の本分

男子と女子とは其の身體にも精神にもそれぞれ特徴があり、従つて其の所にもそれぞれ適不適があるから、各、自分に適する方面に働くやうにするのが個人の為にも社會の為にも望ましいことである。男女の分業が適當に行はれば、社會は能くその秩序を保ち福利を増進することが出来るものである。

古来男子は外に働き女子は内を治めるのが男

女の一大分業とされて来たが、是は誠に適当な仕事の区分であつて、將來も此の事は決して變らぬであろうし、また變らぬことが望ましい。しかし、徳川時代のやうに、女子は家庭内の事ばかりをして居て、非常な場合でなければ家庭外の事に手を出すべきものではないといふやうなことは、固より誤つて居る。家庭と同様に、社會に於ても女子の擔當すべき方面、即ち慈善・救濟・教育などの事業に對しては、出来るだけ力を盡すやうにすべきである。

(第四「女子の本分」)²⁸⁾

大瀬の言う「家庭と同様に、社會に於ても女子の擔當すべき方面、即慈善・救濟・教育などの事業」なるものが、当時の女性に期待された、性別役割分業を是としつつ労働には進んで従事し、社会や国家に奉仕せよという犠牲的精神をよく表している。

4 まとめにかえて

—「女子特性論」の位相と「良妻賢母」—

女性の妻あるいは母としての存在意義は家庭のみならず、国家にとつても意義を認められており、女性は家事・育児をこなすことによつて国家に貢献し得ると考えられた。この意味で男女は同等と考え得る地平を開いたのであり、良妻賢母主義教育の出発点はここにあった²⁹⁾。男女を同等と位置づけることで近代以前の儒教的男尊女卑観を否定することができたのであり、良妻賢母思想は単なる「良き妻」「良き母」の雛形ではなかった。しかし、「男女同等」は決して「男女同権」を意味していたわけではなく、国家に對しての「同等」、つまり国家から与えられる役割に對しての同等を意味していたに過ぎず、その内実は「男女異質」に立脚していた。もっとも学制発布当時の「良妻賢母主義」が「男女異質」を前提としていたとしても、そこで語られた「女性の性質」は、やがて子どもをきちんと養育し導いていく役割を担うため、自ら学習し、知識や社会性を高める必要性を意識した女性を前提としており、生来的な「やさしさ」などの言葉で語られる抽象化された母親像とは異なるものであった。

戦時色が強まるにつれて、「同等」の役割は、女性の特性である「母」なるものに収斂していく。男女は「同等」ではあるがあくまで「異質」なものであ

り、女性の職業が家事・育児をこなす「母」という職業分業と結びつくことで、女子教育の発展のために出発した良妻賢母主義が女子教育を停滞させる論拠となってしまうのである。特に中等以上の女子教育への反対論は、女性は育児に専念すべきであるとすると「母」職分論を大きな論拠としていた。

道德教育の本来の目的は自己の人格の向上を図り、社會に貢献し得る一個の人間へと成長することにある。いかに時代が移ろうとこの本質は普遍と言うべきである。しかし、戦前の女子道德教育は、「母」としての役割を遂行すること、つまり、女性が生来的に持っている特性である「やさしさ」や「感化力」で、社会ひいては国家全体を包み込み、癒すことへと傾斜していった。生来的・本来的に持ち合わせている「母」役割の中では、女性が一個の人格として自らを高める余地はない。女性たちは、社会性・公共性を鍛錬するための道德教育において、個人が自らの役割を模索し遂行すべき社会性・公共性を排除される道を以て「最善」と説かれたのである。

—

女子が始めて自分の嬰兒を抱く時は、その生涯にとつて至大の意義を有する時である。苦惱は胸から去り、慈愛、喜、望、はた高い決心は、その心に湧いて、嘗て覚えぬ尊い生活を感じるであらう。そして、母の手が愛児のために小さい衣を縫つて居る間に、母の精神は愛児の人格の基礎を築いて居るのである。

：

：

六

現代の母には、慈愛と勇氣と聰明と周到とを必要とする。児童は模倣性に富み、感受性が強いから、母の言行は如何に微細なものでも、すべて模範とし暗示として児童に受取られ、その印象は成長の後までも保留される。・・・略・・・(下田次郎 昭和11年『女子新修身書』第十三課母としての女子)³⁰⁾

女性の特性、つまり本来女性に備わっている性質こそ、壮健な国民育成に最適な「母」役割に最適であり、「母」たる道を極めることが女子の道である。では何故「母」たる道を極めなければならないのか。それは「やさしさ」や「感化力」が女性に本来備わっ

ている性質、天分であり、女性の領分であるから、との理由づけは可能であろう。しかし、これでは女性の特性だからと答えているに過ぎず、トートロジーに過ぎない。出発点＝最終目標という閉ざされた自己完結の構図である。女子特性論と結びつけられた「良妻賢母」論において、「母」は「感化力」と言った言葉でしか位置づけられておらず、抽象化された「母」の道において、女性自らの具体的な生き方の志向は入る余地は無い³¹⁾。

女性は生まれながらにして「母」であるのだから、高度な教育を施すとかえって生来の「やさしさ」や「慎み深さ」が損なわれる恐れがあり、高等教育は不要であるとの封建的な男女観への逆行が強まっていく。終戦後、教育改革が行われ、真の意味での男女同等の教育が憲法上保障されるにいたっても、4年制大学の代替機関としての短期大学への設置や³²⁾、女子の家庭科必修化（中学校では1958年、高校では1960年、学習指導要領に家庭科の女子必修が規定された。以後1989年の学習指導要領に男女同一カリキュラムが規定されるまで中等教育では家庭科は女子のみの必修であった）となって³³⁾、女子教育の暗黙の規範として長く残存していくことになる。

戦前の女子教育は良妻賢母主義に立脚していたことは確かである。しかし、本論文でみてきたように、良妻賢母主義には様々な側面や可能性を有していたこともまた事実であり、「女子道徳」＝「良妻賢母」と単純に結論づけることはできない。戦前の女子道徳教育は、「同等・異質・職分」論に「女子特性論」が結びついた二重、三重の規範理念を根底に持ち、その多面性を「母性」という抽象的かつ包括的な概念に収斂させる道をたどった。学制発布時の「良妻賢母」と、「母性」概念と結びつき封建的男女観への逆行として復活した「良妻賢母」とは、同じ名、同じ旗印でありながら、その内実は女性の解放と向上を求める目的からすると全く別個、逆向きの概念としてあらわれてくる。

現代においても、「男らしさ」、「女らしさ」といった言葉で、女子特性論を学校教育に持ち込むことは容易である。教育の場で語られる「女らしさ」の欺瞞性にもっと敏感でなければならぬと考える。女子道徳教育、特に戦前の修身科の内容、その理念や国家主義的イデオロギーの影響については更なる検討を加えていきたい。特に女子特性論の特異性、その理論を生みだした日本の社会的要因や背景につい

てさらなる掘り下げを行いたい。その上で、近代女子教育の基本的理念として語られる「良妻賢母主義」をどう位置づけていけばよいのか、再考が必要である。

戦後60年を経ても良妻賢母主義的イデオロギーを日本の社会は深く根づいてしまっている。今後の道徳教育を考える際、特に女子に関する道徳教育の在り様には留意を払うべきであり、封建主義的男女役割分業を是とする「男女異質」を日本の「伝統」とする規範の刷り込みを最も危惧するものである。

なお、女子特性論検討の資料として検討した戦前の女子修身教科書はすべてを網羅したものではないので、本論文で検討できなかったものについては引き続き収集、考察を行っていくこととする。

註

- 1) 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』1998、黎明書房 p.11
- 2) 深谷昌志、同上、p.43
- 3) 鹿野正直・堀場清子編『高群逸枝語録』岩波書店、2001、pp.238-280。高群逸枝は自身の母性論を「新女性主義の提唱」と題し、母性の本能は生の本能、自己維持の本能の延長と位置づけ、エレン・ケイの思想を、母性を後天的と見ているとして批判している。
- 4) 「三歳児神話」に合理的根拠が認められないことは『平成10年度版 厚生白書』でも示されている。
- 5) バッシングの論拠として「ジェンダー」という言葉の定義が不明瞭で、その内容があいまいであるとの主張があるが、木村涼子は、「ジェンダー・フリー」は男女特性論、「らしさ」批判を明確に否定するラディカルな面を持っており、性別役割分業を前提とした社会的・文化的システムを根本的に問い直す潜在的な力を持っているからこそ、バッシング勢力の危機感を高めるのだと反論している。(木村涼子「教育におけるジェンダーの視点の必要性」木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラブル』白澤社、2005、pp.90-91)
- 6) 三輪田真佐子『女子の本分』1894、国光社
- 7) 三輪田真佐子『女子教育要言』1897、国光社
- 8) 大越愛子『近代日本のジェンダー』三一書房1997、p.48
- 9) 三輪田真佐子『女子の本分』p.212
- 10) 森有礼「妻妾論」『明六雑誌』1875～78、(『明治文化全集』所収、日本評論社、1968)
- 11) 西欧諸国の近代的思想に触れ、そこから学んだ自然法思想、そして天賦人権思想を強く意識していた明六社の

人々と、自然的・普遍的なものを「天」という言葉で理解した点で、三輪田には明治啓蒙思想家の影響もうかがえる。

- 12) 三輪田真佐子『人間の記録167 三輪田真佐子』日本図書センター、2005、p.91
- 13) 三輪田真佐子、同上、p.210
- 14) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991、p.42
- 15) 小山静子、同上、pp.199-231
- 16) 小山静子、同上、p.200
- 17) 井上哲次郎『女子修身教科書』訂正三版東京開成館、1904、pp.1-2 初版1903
- 18) 湯原元一『新制 女子修身教本』訂正版三卷、東京開成館、1922、pp.14-19 初版1921
- 19) 小山静子、同上、p.213
- 20) 村上信彦『大正期の職業婦人』ドメス出版、1983、p.22
- 21) 湯原元一、同上、pp.41-49
- 22) 小山静子、1991、p.191
- 23) 下田次郎『女子新修身書』第二修正版、1927 初版1921
- 24) 下田次郎、『實科 女子新修身書』第五修正版巻四、東京開成館、1938、p.73 初版1937
- 25) 下田次郎、同上、pp.73-73
- 26) 小山静子、同上、p.228
- 27) 下田次郎は同教科書で、育児には多くの知識が必要であり、育児に関する心理学や衛生学など多岐に渡る学問が

必要であるとして、女子特性論には距離を置いてもいた。(下田次郎、同上、p.77)

- 28) 大瀬甚太郎『女子修身教科書』訂正四版、東京開成館、1932、pp.23-32 初版1927
- 29) 小山静子、同上、p.55
- 30) 下田次郎、同上、pp.73-79
- 31) 『女学雑誌』(明治18~35年)を主催し、独自の女子教育を实践した巖本善治も、女性は生まれながらにして優美・溫柔・細心であるなど、女子特性論を先取りしていたが、男性がか弱き女性を助け共に向上していく道を図るべきだという、キリスト教的進歩主義から来る開明的な教育思想であった。(野辺地清江『女性解放思想の源流—巖本善治と「女学雑誌」』校倉書房、1984、p.135)
- 32) 松井真知子『短大はどこへ行く』勁草書房、1997、p.13
- 33) 1952年3月、東京都高等学校家庭科教育研究会、全国家庭科教育協会が合議して、高校家庭科の女子必修を求める請願が国会に提出された。当該請願書には「大学進学者高等学校の時代に最低限の家庭科を履修することは男女の特質を生かすことでは、男女の本質的平等をおかすものではない。」とあり、女性特性論的教育観がはっきりと示されている。(朴木佳緒留『「女子特性論教育」からジェンダー・エクイティ教育へ』橋本紀子・逸見勝亮編『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、2003、pp.248-250)